

ベビーシッター等利用料助成

～妊婦及び乳児のいるママ・パパが、少しでもリフレッシュできる時間を持てるように、助成制度を開始します～

【対象となる費用】

自宅でのベビーシッター(児童の保育)、または、家事・育児支援サービス利用料
(令和7年4月1日以降の利用料)

【対象となる方】

次の要件をすべて満たす方

- ① 利用日時点で、愛川町に住民票があること
- ② 利用日時点で、出生後1年以内の子を養育している者、または、母子手帳が交付されている妊婦
- ③ 町税(国民健康保険税を含む)に未納がないこと

【助成額】

ベビーシッター等事業者を支払った助成対象サービス利用料の1/2

※児童1人につき、10,000円が上限です。(妊娠中に利用した利用料を含みます)

【助成対象となる事業者等】

- ◆(公益社団法人)全国保育サービス協会に加盟している事業者
- ◆(一般社団法人)ドゥーラ協会に認定された産後ドゥーラ
- ◆(一般社団法人)日本産後ケア協会に登録している事業者
- ◆町長が適当と認める事業者

※サービス提供中の事故に備えて損害賠償保険に加入している、所属のベビーシッターに対して研修を実施している等、日本産後ケア協会と同水準のサービスを提供していると認められる事業者

【申請期限】

利用日から3か月以内

※郵送による申請の場合、愛川町役場到着日が申請日となります。

【提出書類】

①愛川町ベビーシッター等利用料助成申請書

②事業者発行の領収書

※お手数ですが、領収証は印刷されたものをお持ちください。

③印鑑

④保護者名義の金融機関振込口座がわかるもの

⑤事業者の所属協会がわかる書類

詳しくは、子育て支援課へお問い合わせください。

